

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第9回本部員会議

次 第

日時 令和2年5月5日(火)

午後2時から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 政府の基本的対処方針の概要
- (2) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況
- (3) 緊急事態宣言の延長を受けての静岡県実施方針(案)
- (4) 各部局からの報告

3 知事からの指示

政府の基本的対処方針の概要

1 要旨

○5月4日、政府の基本的対処方針等諮問委員会が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、全都道府県を対象に、5月6日までから5月31日までに延長された。

※特定警戒都道府県は、引き続き、13の特定警戒都道府県（入替えなし）

○特定警戒都道府県においては、引き続き、感染拡大の防止に向けた取組が必要があるとされた。それ以外の静岡県を含む特定都道府県においては、「3つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行するとされた。

2 基本的対処方針（5月4日変更）の主な内容（本県を含めた特定都道府県関係）

（1）外出の自粛（職場への出勤を除く）

- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県を跨いで人が移動すること、繁華街の接待を伴う飲食店等への年齢等を問わず外出の自粛を要請

（2）催物（イベント等）の開催制限

- ・全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期等、引き続き主催者に慎重な対応を要請
- ・比較的少人数のイベント等については、感染防止対策を講じた上で、リスクの態様に応じて適切に対応

（3）施設の使用制限

- ・現にクラスターが発生しているような施設は、休業要請を検討
- ・その他の施設は、基本的な感染対策の徹底等を行うことで、再開することも可能

（4）職場への出勤等

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の取組を推進
- ・感染防止のための取組や「3つの密」を避ける行動の徹底

（5）学校等の取扱い

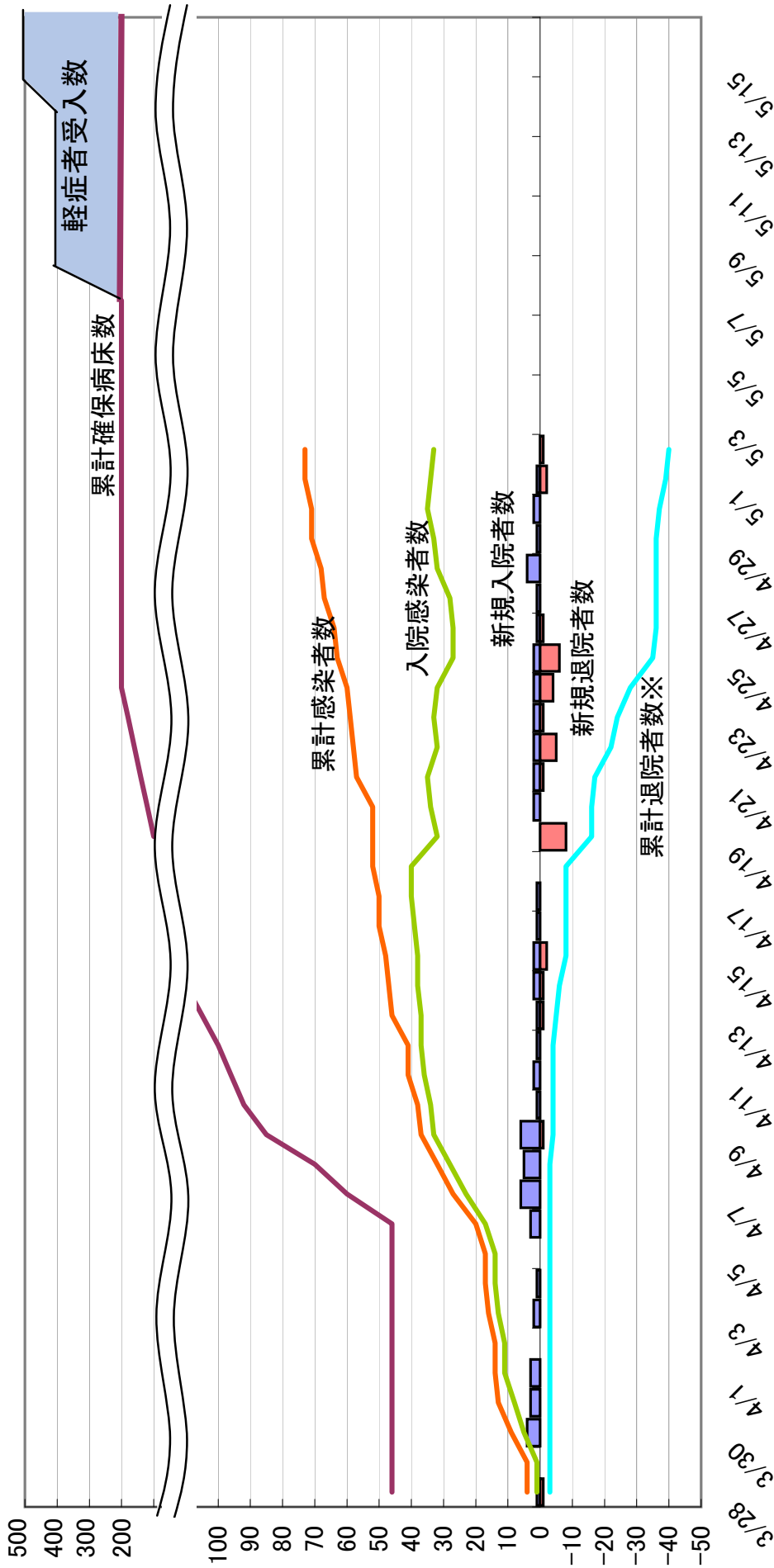
- ・児童生徒の学習機会の保障のため、地域の感染状況と感染症対策を踏まえ、再休校の体制確保を図った上で、段階的に活動を再開

静岡県の新型コロナウイルス感染症対策の現状（令和2年5月3日）

（1）感染症の状況（政令市を含む全県の状況）

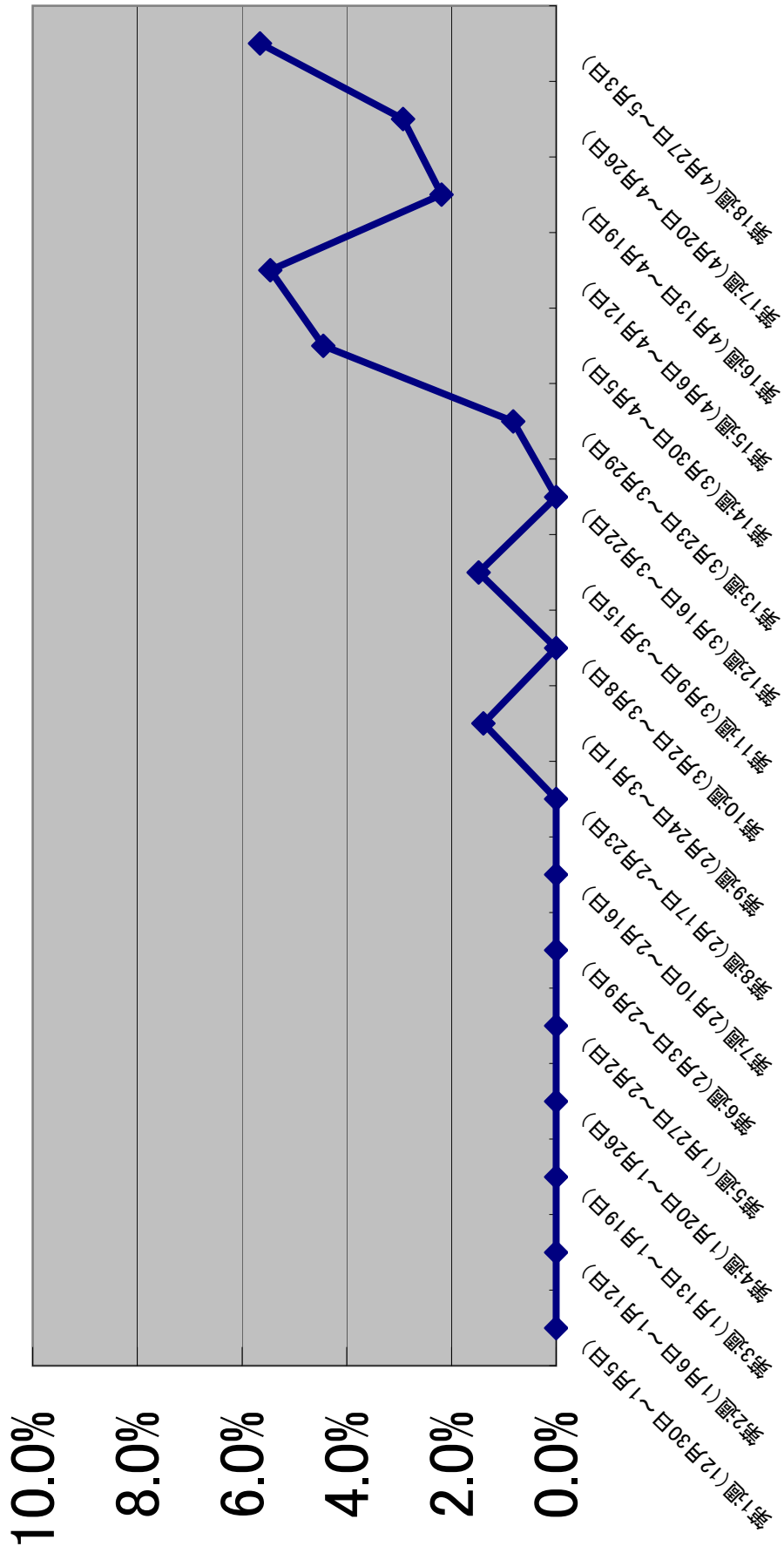
区 分	状 況												
1 患者発生状況	<p>県内発生患者 73 人</p> <p>月別新規患者数の発生状況（5/3 現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>2 月</td> <td>3 月</td> <td>4 月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td>10 人</td> <td>62 人</td> <td>73 人</td> </tr> </table>	2 月	3 月	4 月	合計	1 人	10 人	62 人	73 人				
2 月	3 月	4 月	合計										
1 人	10 人	62 人	73 人										
2 入院者数	<p>県内感染症指定医療機関等の入院状況（5/3 現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>現在入院数</td> <td>感染症指定医療機関</td> <td>一般病院</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>8 施設</td> <td>5 施設</td> <td>13 施設</td> </tr> <tr> <td>患者数</td> <td>23 人</td> <td>10 人</td> <td>33 人</td> </tr> </table> <p>〔退院者数（自宅療養者、死亡退院含む） 40 人 自宅待機者数（入院調整中） 0 人〕</p>	現在入院数	感染症指定医療機関	一般病院	計	医療機関数	8 施設	5 施設	13 施設	患者数	23 人	10 人	33 人
現在入院数	感染症指定医療機関	一般病院	計										
医療機関数	8 施設	5 施設	13 施設										
患者数	23 人	10 人	33 人										
3 PCR検査件数	<p>2,897 件（1/22 から 5/3 まで）</p> <p>県 1,456 件 静岡市 690 件 浜松市 751 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 21 件/日 ・ 4 月 1 日～30 日 平均 65 件/日 ・ 5 月 1 日～3 日 平均 54 件/日 ・ 地方衛生研究所 3 施設で平日通常 114 件測定可能（民間検査機関を含め 589 件/日測定可能） 												
4 帰国者・接触者相談センター相談受付件数	<p>32,839 件（2/10 から 4/30 まで）</p> <p>県 17,582 件 静岡市 6,381 件 浜松市 8,876 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均約 280 件/日 ・ 4 月 1 日～30 日 平均約 690 件/日 												
5 帰国者・接触者外来受診件数	<p>1,598 件（2/10 から 4/30 まで）</p> <p>県 977 件 静岡市 192 件 浜松市 429 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 月 1 日～31 日 平均 11 件/日 ・ 4 月 1 日～30 日 平均 40 件/日 												
6 帰国者・接触者外来設置状況	28 医療機関に設置（5/3 現在）												
7 入院受入可能病床	<p>現状 46 床（第二種感染症指定医療機関）</p> <p>一般医療機関 41 床がトイレ付個室で条件に適合更なる調整により、計 200 床を確保</p>												

静岡県の感染者・入院者等の推移



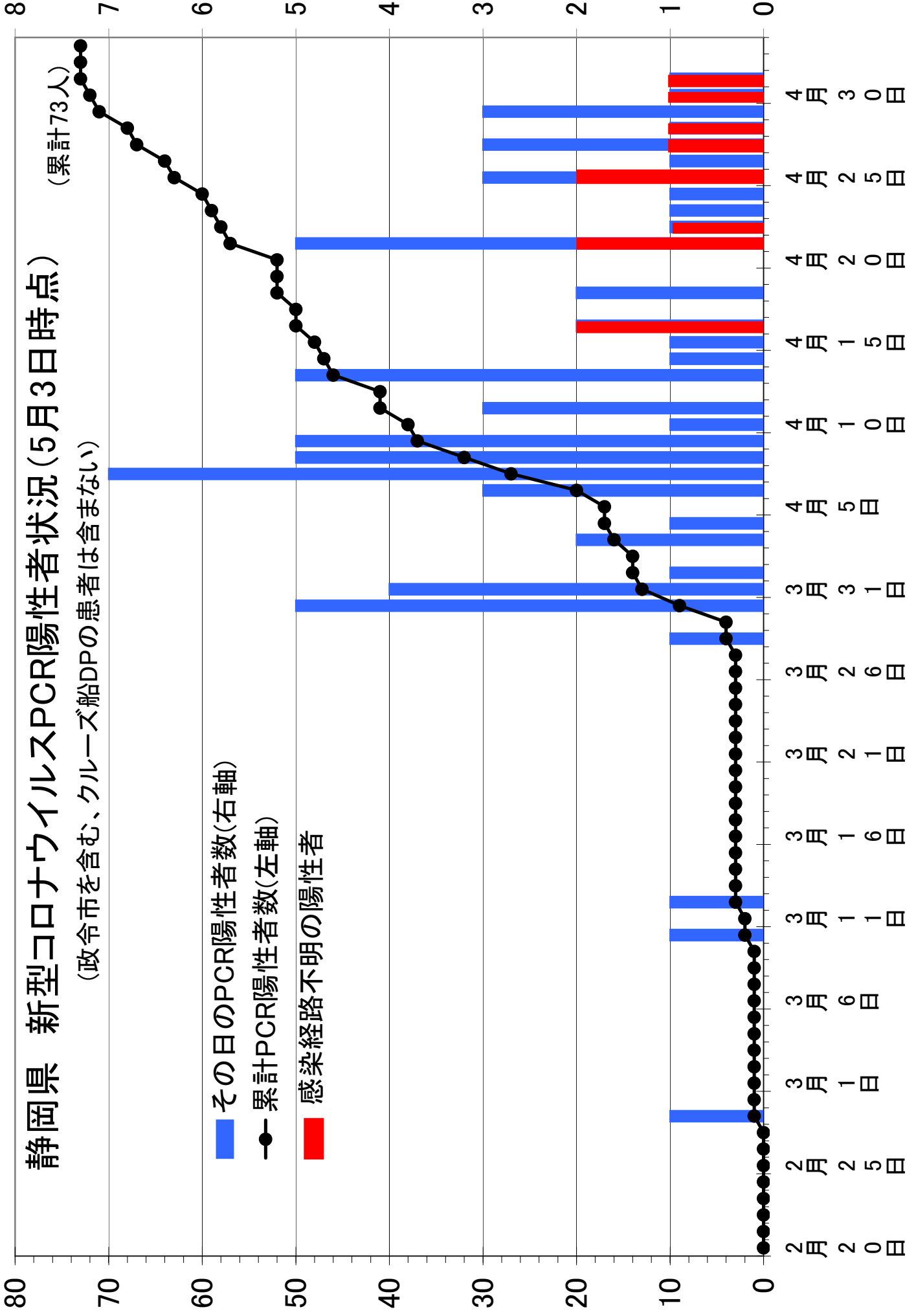
※ 累計退院者数には自宅待機中に陰転化した者及び死亡者(1人)を含む

PCR検査 陽性率



静岡県 新型コロナウイルスPCR陽性者状況(5月3日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DPの患者は含まない)



(累計73人)

特定警戒都道府県における感染者発生状況

(単位:人)

	4月23日	4月24日	4月25日	4月26日	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日
東京都	134	161	103	72	39	112	47	46	165	160	91
神奈川県	39	32	31	16	6	10	27	26	14	18	23
愛知県	12	14	1	1	1	5	4	2	3	0	1
千葉県	24	19	10	8	7	8	5	4	6	7	5
岐阜県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
茨城県	2	4	1	3	0	1	0	1	0	0	0
埼玉県	39	14	19	20	17	5	15	8	6	21	10
京都府	7	4	4	4	15	4	3	3	4	5	3
石川県	17	6	2	5	7	9	5	1	3	6	4
大阪府	35	31	29	16	30	32	44	28	14	17	11
兵庫県	18	24	14	8	2	7	6	3	5	4	13
福岡県	12	12	11	11	9	4	20	3	3	3	0
北海道	45	22	39	14	35	38	38	41	23	33	24
静岡県	1	1	3	1	1	3	1	4	1	0	0

特措法に基づく緊急事態措置に係る 静岡県実施方針

令和 2 年 5 月 5 日
静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな基本的対処方針が発表されたことを受け、次のとおり、新たな緊急事態措置を行う。

1 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までとする。

ただし、第1段階の措置は、5月17日（日）までとする。5月18日以降の方針については、5月13日頃の本県及び近隣県の感染状況や国の専門家会議の検討結果等を踏まえ、第2段階の措置を決定する。

2 措置の対象とする区域

静岡県全域

3 実施する措置の内容

(1) 「新しい生活様式」への移行、継続（別添資料1）

県民に対し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請する。

事業者に対し、在宅勤務、時差出勤、テレビ会議等、接触機会を削減する対策の推進を要請するとともに、業種や施設の種別ごとに自主的な感染防止のための取組を要請する。

(2) 県民の外出の自粛要請

法第24条第9項に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを極力避けるように促すとともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず、強く外出を自粛するよう協力を要請する。

また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」、「密集」、「密接」の「三つの密」を避ける行動を徹底することやテレワーク、時差出勤などに努めることを要請する。

とりわけ、特定警戒都道府県からの来訪者が訪れる可能性のある地域の施設については、「三つの密」をつくらないことを強く要請する。

(3) 催物等の開催の自粛要請等

法第 24 条第 9 項に基づき、クラスターが発生するおそれがある催物(イベント)や集まりなどについては、開催の自粛を強く要請する。

特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。なお、比較的少人数のイベント等については、感染防止策を講じた上で、開催等、適切な対応を可能とする。

県立美術館など、現在休館中の県有施設のうち、屋内運動施設以外の施設については、感染拡大防止対策等が整った施設から、順次再開する。

(4) 県民生活に必要な業務の継続要請

県民生活を維持するために事業の継続が必要となる業務として、政府対策本部の基本的対処方針に示された事業者(別添資料 2)に対し、措置を実施する間の業務の継続を要請する。

(5) 遊興施設等の休業要請と協力金の支給

法第 24 条第 9 項に基づき、対象となる施設管理者に対し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止等を要請する。

(休業要請期間：5月7日から5月17日)

※休業協力金：20万円／事業者

施設の種類		内 訳
①	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、バー、ネットカフェ、カラオケボックス、スナック 等
②	運動・遊技施設	スポーツクラブなどの屋内運動施設 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 (遊技施設の内、風俗営業等の規制による営業を行っている者を対象とする。)

(6) 隣県など社会経済的につながりのある地域の感染のまん延状況を踏まえて、市町が独自に実施する休業要請に対する支援

隣県など、県外からの人の移動を抑制するため、県の対象施設以外で市町が独自に休業要請を行った場合、市町が事業者へ交付した経費を対象に、県が交付金で支援する。

※補助率：1／2 (上限：20万円／事業者)

(7) 医療提供体制

医療提供体制の維持に資するため、医師の判断に基づく PCR 検査を積極的に実施する。特に手術を伴う入院患者、妊娠のため病院を受診している方については、PCR 検査の実施を強く推奨する。

(8) 学校教育活動

地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開するという国の方針を踏まえた教育委員会による段階的な学校再開を支援する。

(9) 地産地消「バイ・シズオカ」の推進

危機管理においては、自助・共助・公助が重要である。

県内の生産者、販売者、施設管理者などにおいては、需要の大幅な縮小によって、大変厳しい状況、死活問題となっている。

これを、県民の共助で乗り越えていくため、県民に県産品の購入や県内施設の利用を呼びかける。その消費行動の変化・変容は一時的なものとするのではなく、新しい暮らし方を静岡に定着させていく、バイ・シズオカの実践をお願いする。

(10) その他

休業要請の対象施設から除かれた施設や、現在、自主的に閉館、閉店していた施設については、再開に当たり、国から示された「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」(別添資料3)等を基に、「三つの密」をつくらぬ努力を要請する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（今回追加）

（危機対策課）

1 要旨

- ・ 県は、緊急事態宣言の期間延長を受けて通知された国の対処方針を踏まえ、使用制限要請（休業要請）の見直しを行い、引き続き休業要請対象となる施設について、協力する中小企業及び個人事業主に対して、協力金を支給する。
- ・ また、隣県など県外からの流入を抑制するため、独自に休業を要請する市町に対しては、県が交付金で支援する。

2 事業概要

区 分	県協力金	市町に対する交付金
補助対象者	県の休業要請に協力し休業する 中小企業及び個人事業主 (政令市も対象)	市町（政令市も対象）
対象業種	県が休業要請する施設	隣県など県外からの流入を抑制 するために県の対象施設以外で 市町が休業要請する施設
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊興施設 キャバレー、ナイトクラブ、 カラオケボックス 等 ○ 遊技施設 マーチャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等 ○ 屋内運動施設 スポーツクラブなどの屋内運動 施設 	隣県など県外客が多数訪れる 飲食店、宿泊施設 等
補助対象経費	—	事業者の休業に対して市町が 交付した経費
補助率	200 千円／事業者	1/2 (上限額：200 千円／事業者)
対象期間	県が休業要請した日（5月7日） から5月17日まで	市町が交付対象とした日 から5月17日まで
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の制度において、事業者ごとに1回限り交付 ・ 前回（休業要請期間4月25日から5月6日まで）給付を受けた事業者も対象 	

今後の行動変容に関する具体的な提言

(1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について

- 5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、
 - ① 感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
 - ② 一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域(以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。)であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。

- これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。

- 新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

- 新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていた
だきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

		屋内							
屋外		映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店	
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限	入場人数の制限・ 滞在時間の制限						入場人数の 制限・滞在 時間の制限	
	接触 スポーツの 制限	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	乗車人数 制限・ 時差通勤	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける	
密閉	—	頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気	
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—	対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						—	入場時 手指衛生
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生			こまめな 手洗い	—	—	
共用物品・設備の消毒（消毒ポの利用も）、キャッシュレス (滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック									
従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散									

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から示された
施設別の感染防止対策（例）

例1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

施設管理者等によって、(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること、(iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、2. 催物（イベント等）の開催制限（2）に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

例2 博物館、美術館又は図書館（第10号）

これらの施設では、例1の(i) (ii) (iii)のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策が行われること。

例3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号）、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号）、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

これらの施設では、例1の(i) (ii) (iii)のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

《出典》

緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
 - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
 - ・ 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・ 施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・ 施設の消毒

（症状のある方の入場制限）

- ・ 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

（感染対策の例）

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
 - ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
 - ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
 - ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。）

（トイレ）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 便器内は、通常の清掃が良い。
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(その他)

- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。